

あなたの笑顔を支える「介護保険」(令和6年度版)

の内容変更について

老齢基礎年金（満額）の1年間の支給額が、794,500 円から 809,000 円となることに
伴い、令和7年度から介護保険料等における基準額が見直されました。

そのため、介護保険パンフレットの下記ページに記載の 80 万円 の記載は、80 万9千円
に変更になります。

- ① P8 65 歳以上の人（第1号被保険者）の保険料
- ② P12 負担が高額になったとき（高額介護（予防）サービス費）
- ③ P26 施設を利用したサービスの費用（特定入所者介護（予防）サービス費）

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

決まり方

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況および所得に応じて個人ごとに決まります。

基準額…保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに、介護保険給付にかかる費用や65歳以上の人数などから算出します。

80万9千円に変更

令和6～8年度の勝央町の介護保険料が決まりました。

所得段階	対 象 者	割 合	介護保険料(年額)
第1段階	- 生活保護受給者 - 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 - 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.285	22,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	38,500円
第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.685	54,300円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯の中に住民税課税者がいる状態) 同一世帯の中に住民税が課税されている人がおり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	71,200円
第5段階(基準額)	同一世帯の中に住民税が課税されている人がおり、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	79,200円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	95,000円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	102,900円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	118,800円
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	134,600円
第10段階	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	150,400円
第11段階	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	166,300円
第12段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	182,100円
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	190,000円

※第1～3段階は、公費による負担軽減が行われています。

●老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

●合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

◆利用者負担の上限（1か月）

80万9千円に変更

利用者負担段階区分		上限額（月額）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		個人 15,000円 世帯 15,000円

●市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 （基礎控除後の 総所得金額等）	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（1割、2割、または3割）分のほかに、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき） 令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内は令和6年8月からの金額です。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 [2,066円]	1,668円 [1,728円]	1,668円(1,171円) [1,728円(1,231円)]	377円(855円) [437円(915円)]	1,445円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、差額

80万9千円に変更

■負担限度額（1日につき） 令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (320円) [550円 (380円)]	0円	300円	300円
第2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課 税年金収入額+合計所得金額※+非課税年 金収入額が80万円以下の人	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (420円) [550円 (480円)]	370円 [430円]	390円	600円
第3 段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課 税年金収入額+合計所得金額※+非課税年 金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円 (880円)]	370円 [430円]	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課 税年金収入額+合計所得金額※+非課税年 金収入額が120万円超の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円 (880円)]	370円 [430円]	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。